

福島県知事 佐藤 雄平 様

水害対策に係る福島県への意見書

郡山市議会議長 大内 嘉明

水害対策に係る福島県への意見書

平成 23 年 9 月 21 日から県内全域に大雨をもたらした台風 15 号は、郡山市においても 1 日当たりの降水量が 174.5 ミリメートルと、観測史上過去最多を記録した。これら台風 15 号は、市内各地で土砂崩れや家屋の浸水など多くの被害をもたらし、3 月 1 日現在、り災証明書の発行件数は、住家の床上が 1,506 件、床下が 157 件、非住家の被害が 230 件、また、被害の程度は、全壊が 26 件、大規模半壊が 1,200 件、その他半壊が 361 件、一部損壊が 280 件であり、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射能被害と合わせて三重の被害となっている。

こうした中、市議会としても、市民の安全・安心を図るため、特別委員会を設置し、議会に寄せられた市民の声などを元に、水害にかかる対策について協議を重ねてきたところである。

郡山市内に降り注ぐほとんどの雨は、地形の関係で、最終的に阿武隈川にむけて流れることから、水量と速さを調整するなど、被害軽減のために総合的な治水対策を着実に進める必要があり、こうした対策には、多くの時間と労力を要する。

よって、福島県においては、早急に下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 今回の水害に係る罹災救助給付金については、平成 22 年 7 月 6 日・7 日の豪雨災害時なみの支給とすること。
- 2 国、市等の関係機関との連絡体制を強化し、連携協力のあり方などを再検証し、広域的な治水対策に係る協議会を設置すること。
- 3 逢瀬川、南川、笹原川等に補償型遊水地も含めた遊水地の整備を図るよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 3 月 22 日

郡 山 市 議 会